

○鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱

令和 8 年 3 月 31 日 鴻巣市告示第 109 号

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

- 第 1 条 この告示は、肥料価格の高騰が続き、農業経営に影響を受ける農業者（農業を営む個人又は法人等をいう。）に対し、迅速かつ特別な支援を目的として実施する鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 鴻巣市肥料価格高騰対策支援金の給付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和 5 4 年鴻巣市規則第 4 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この告示において、「鴻巣市肥料価格高騰対策支援金」とは、事業の目的を達するために、予算の範囲内で市によって贈与される支援金（以下「支援金」という。）をいう。

(支援金の対象者)

- 第 3 条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

- ア 市内に住所を有し、現に農業を営む個人であって、経営耕地面積が 30 アール以上又は令和 7 年分の農業収入（以下「農業収入」という。）が 50 万円以上である者（以下「農家世帯員」という。）
- イ 市内に事業所を有し、現に農業を営む法人等であって、経営耕地面積が 30 アール以上又は直近の農業に係る決算の売上（以下「売上」という。）が 50 万円以上であるもの（以下「農業法人」という。）

- ウ 前条の趣旨に照らして市長が適当と認める個人又は法人等
- (2) 支援金の給付後も営農を継続する意思があること。
  - (3) 市内の農地で耕作していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、給付対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれらに類する営業をしている者
  - (2) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と関係を有する者
  - (3) その他市長が適当でないとする者
- （対象肥料）

第4条 支援金の給付の対象となる肥料（以下「対象肥料」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 令和8年2月1日から令和9年1月31日までに支払いが完了した肥料であって、令和8年2月1日から令和9年3月31日までに使用するものであること。ただし、水稻に使用する目的で購入した肥料にあつては、令和9年度に使用するものも対象とする。
- (2) 国、県又は市が実施する他の助成制度による助成金等の交付を受けていないものであること。
- (3) 農業用として適切に使用されるものであること。

（支援金の額）

第5条 給付する支援金の額は、対象肥料の購入費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の30以内とし、1農家世帯員又は1農業法人当たりの給付限度額は、20万円とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給付申請）

第6条 この告示による支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、

市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類について、申請者の同意の下に市において確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 農家世帯員にあつては、次のいずれかの書類

ア 令和7年分の確定申告書B第一表の写し

イ 令和8年度の市・県民税申告受付書の写し及び令和7年分収支内訳書（農業所得用）の写し

(2) 経営耕地面積が分かる書類

(3) 農業法人にあつては、直近の決算分の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し

(4) 対象肥料の名称、購入金額及び支払日が分かる領収書等の写し

5 その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の給付対象者につき1回までとし、水稻に使用する目的で購入した肥料にあつては、令和8年2月1日から令和9年3月31日までに使用するものと令和9年度に使用するものを併せて申請することはできないものとする。

（申請期間）

第7条 支援金の申請期間は、令和8年9月1日から令和9年2月10日までとする。

（給付決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（給付請求）

第9条 前条の規定による給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付請求書（様式第3号）に振込口座が分かる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに当該給付決定者に支援金を給付するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により給付決定を受けたとき。

(書類の整備等)

第11条 給付決定者は、支援金に係る収支等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該支援金が交付された日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付申請書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱第6条第1項の規定により、支援金の給付を申請します。

1 申請者

住 所（所在地）	鴻巣市
名称（農業法人の場合に限る。）	
氏名（代表者氏名）	
電 話 番 号	

2 対象肥料の合計金額 金 円

3 給付申請額 金 円

4 添付書類

（裏面の同意書兼誓約書に署名又は記名した場合は、(1)及び(2)の添付を省略することができます。）

(1) 農家世帯員にあつては、次のいずれかの書類

（裏面の同意書兼誓約書に署名又は記名した場合は、添付を省略することができます。）

ア 令和7年分の確定申告書B第一表の写し

イ 令和8年度の市・県民税申告受付書の写し及び令和7年分収支内訳書（農業所得用）の写し

(2) 経営耕地面積が分かる書類

(3) 農業法人にあつては、直近の決算分の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し

(4) 対象肥料の名称、購入金額及び支払日が分かる領収書等の写し

(裏)

同意書兼誓約書

次の事項について同意及び誓約をします。

- 1 支援金の給付後も営農を継続すること。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれらに類する営業をしている者でないこと。
- 3 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と関係を有する者でないこと。
- 4 申請内容に虚偽又は不正があった場合、支援金を全額返還すること。
- 5 農家世帯員については、市が市税等の申告内容、経営耕地面積等を関係機関に照会すること。
- 6 農業法人については、市が申告内容、経営耕地面積等を関係機関に照会すること。

年 月 日

住所（所在地） \_\_\_\_\_

名称（農業法人に限る。） \_\_\_\_\_

氏名（代表者氏名） \_\_\_\_\_

様式第2号（第8条関係）

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申請のありました鴻巣市肥料価格高騰対策支援金の給付について、鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

給付決定額 金 円

様式第3号（第9条関係）

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付請求書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住所（所在地）

請求者 \_\_\_\_\_

氏名（法人名・代表者氏名）

\_\_\_\_\_

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金給付事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 支援金の給付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

振込口座が分かる書類の写し